

令和7年度 つきがたみかづき商品券発行事業実施要領

1 趣 旨

月形町内において個人消費者の購買意欲の拡大を促進し、町内商工業者等の振興及び経営基盤の安定化を図るとともに、地域経済の活性化を資することを目的として、プレミアム付「つきがたみかづき商品券」を月形町の支援の下、月形商工会が発行します。

2 商品券の概要

- | | |
|-------------|--|
| (1) 名 称 | つきがたみかづき商品券（略称ーみかづき商品券） |
| (2) 発 行 者 | 月形商工会 |
| (3) 商品券額面 | 500円券 |
| (4) 販売金額 | 30,000,000円 |
| (5) 発行金額 | 36,000,000円（500円券×72,000枚） |
| (6) プレミアム率 | 20%（6,000,000円） |
| (7) 販売単位 | 1セット10,000円
（500円券×24枚入り 12,000円分） |
| (8) 販売数量 | 3,000セット |
| (9) 購入上限 | 4セット 40,000円まで |
| (10) 購入者条件 | 高校生以上の個人（月形町内在住に限る）
※平成22年4月1日以前に生まれた方 |
| (11) 販売日時 | 令和7年11月30日（日）～売切れ次第終了
午前9時～午後5時（販売開始日翌日以降は平日のみ） |
| (12) 販売場所 | 販売開始日 月形商工会2階大会議室及び
1階事務所（階段利用不可の方）
販売開始日翌日以降 月形商工会1階事務所 |
| (13) 販売方法 | 購入申込書に住所・氏名・申込金額を記載し、現金で販売 |
| (14) 使用有効期間 | 令和7年11月30日（日）～令和8年2月28日（土） |
| (15) 取扱可能店舗 | 月形商工会会員を含む町内全事業所を対象に募集し、本要領に基づく取扱店として参加を希望する事業者 |
| (16) 換金受付期間 | 令和7年11月30日（月）～令和8年3月9日（月） |
| (17) 換金手数料 | 換金額の1%＋消費税（10%） |

3 商品券の使用対象とならないもの

- (1) 現金、商品券、プリペイドカードなど換金性の高いもの
- (2) 国又は地方公共団体への支払い
- (3) たばこ、不動産や金融商品
- (4) 出資や債務
- (5) 仕入等の事業資金
- (6) 売掛金その他これに類するもの

4 商品券の取扱厳守事項

- (1) 商品券は、物品の販売又は役務の提供などの取引において使用可能です。
- (2) 商品券は、第三者への転売又は換金を行うことはできません。
- (3) 商品券の額面以下の使用の場合であっても、お釣りはお渡しできません。
- (4) 発行者印・番号のないもの、有効期限を過ぎた商品券は無効となり受け取ること

はできません。

- (5) 利用者から受け取った商品券の盗難、紛失、滅失は、取扱店の責務とします。
- (6) 商品券での支払いを除外する商品等の選択は、取扱店において設定し、利用者へ向け掲示等を行い対応することとします。

5 取扱店参加資格

月形商工会会員並びに町内に事業所または店舗を有する事業者とします。

ただし、次の事業者を除きます。

- (1) 特定の宗教・政治団体と関わる場合や、業務の内容が公序良俗に反する営業を行っている事業者
- (2) 上記3「商品券の使用対象とならないもの」に記載の取引、商品のみを取り扱う事業者
- (3) 役員等が暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）、暴力団員（同条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者に該当する事業者

6 取扱店の責務等

次に掲げる事項を遵守していただきます。

- (1) 取扱店であることが明確に分かるように、月形商工会が配付するステッカーを利用者がわかりやすい場所に掲示して下さい。
- (2) 確認用として配付する見本券は、商品券を取り扱うすべての方に周知して下さい。
- (3) 利用者が使用する商品券について、受け取って問題ないかの確認をして下さい。
偽造防止策が確認できない、色合いが明らかに違うなど、偽造された商品券と判別できる場合は商品券の受け取りを拒否するとともに、その事実を速やかに月形商工会に報告して下さい。
- (4) 著しく破損・汚損している商品券は、受け取りを拒否して下さい。
- (5) 商品券を受け取った時は、再流通を防止するため商品券裏面に店印又は代表者印を押印し、既に他店舗の店印等があるものは、受け取りを拒否してください。
なお、換金請求時に他店舗の店名等がある商品券が含まれていた場合、その分の換金請求には応じかねますので、あらかじめご了承ください。
- (6) 利用者から受け取った商品券の譲渡、売買及び再利用は行わないで下さい。
- (7) 月形町又は月形商工会が本事業に対して調査等を行うときは、報告等に協力して下さい。
- (8) この実施要領に違反する行為が認められた場合は、換金の拒否、取扱店の登録を取消することがあります。また、違反行為による損害金が発生した場合、その損害金を請求することがあります。

7 取扱店申込

(1) 申込方法

参加を希望される事業者は、この「募集要領」に同意のうえ、別紙「取扱店申込書」に必要事項を記入し、月形商工会に持参または下記のいずれかの方法で申請して下さい。「取扱店申込書」は、月形商工会ホームページからもダウンロードできます。（ホームページ：<https://tukisyoo.wixsite.com/tsukigata>）

・郵送の場合（あて先）

〒061-0511 月形町1068番地 月形商工会

(2) 申込期限

令和7年10月20日(月) 必着

※ 参加申込は申込み期限を過ぎても随時受付しておりますが、販売チラシ等の印刷物への取扱店名等が掲載されない場合がありますので予めご了承ください。

(3) 取扱店の登録

申込のあった事業者は、審査を経て、取扱店として登録いたします。取扱店として登録した事業者には、店頭に掲示していただくステッカー、商品券見本、預り証見本等を後日配付します。

8 換金手数料

換金手数料は、換金額の1%と消費税(10%)とし、換金手数料を差し引き換金(振込)します。

※インボイスの対応について

月形商工会は、消費税適格請求書発行事業者としての登録事業者です。

みかづき商品券において消費税対応対象となる取引は、換金時でいただく「換金手数料」が対象となります。

9 商品券の換金手続きおよび支払い方法

(1) 換金受付期間

令和7年12月1日(月)から令和8年3月9日(月)まで

(但し、土日祝祭日及び12月31日～1月5日を除く)

受付時間は、午前9時00分から午後5時15分までとします。

(2) 換金及び支払方法

商品券の裏面に店印若しくは代表者印を押印した使用済商品券を月形商工会に持参し、預り証を受領します。締切日までに受領した商品券を下記の通り支払います。

換金は口座振込となります。北海道銀行または北海道信用金庫口座へ振込とし、振込手数料は月形商工会が負担します。現金での換金には応じかねますのでご了承ください。

※締切日及び支払日

年 月		締 切 日	支 払 日
令和7年12月	1回目	12月 9日 (火)	12月12日 (金)
	2回目	12月23日 (火)	12月26日 (金)
令和8年 1月	1回目	1月 6日 (火)	1月 9日 (金)
	2回目	1月20日 (火)	1月23日 (金)
令和8年 2月	1回目	2月 3日 (火)	2月 6日 (金)
	2回目	2月17日 (火)	2月20日 (金)
令和8年 3月	最終	3月 9日 (月)	3月13日 (金)

10 問合せ先

月形商工会 (〒061-0511 月形町1068番地 電話53-2341)

見本(記載例)

つきがたみかづき商品券 預り証(控)

〇 〇 商 店 様

お預り商品券	@500 × 30 枚	A	15,000 円
換金手数料	A × 1%	B	150 円
消費税	B × 10%(1円未満端数切捨て)	C	15 円
お支払金額 A-B-C			14,835 円

つきがたみかづき商品券を上記の通りお預り致しました。
 上記金額を当会指定日にお支払致しますので、ご査収下さい。
 ※消費税額については、締日における受付が複数の場合、仮計となります。

令和 7年 12月 9日

担当者

月 形 商 工 会
 会 長 廣 野 和 男
 登 録 番 号 T9430005006734

つきがたみかづき商品券 預り証

〇 〇 商 店 様

お預り商品券	@500 × 30 枚	A	15,000 円
換金手数料	A × 1%	B	150 円
消費税	B × 10%(1円未満端数切捨て)	C	15 円
お支払金額 A-B-C			14,835 円

つきがたみかづき商品券を上記の通りお預り致しました。
 上記金額を当会指定日にお支払致しますので、ご査収下さい。
 ※消費税額については、締日における受付が複数の場合、仮計となります。

令和 7年 12月 9日

担当者

月 形 商 工 会
 会 長 廣 野 和 男
 登 録 番 号 T9430005006734